

《東通消防署からのお知らせ》

春の火災予防運動 令和2年4月13日～19日



全国統一防火標語 「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

上記の日程で、春の火災予防運動が実施されます。空気が乾燥していますので暖房器具の使用は十分注意してください。洗濯物がストーブに落下したことが原因で、火災が発生することがありますので、燃えやすいものをストーブの近くに置かないなど注意をお願いします。火災から大切な命を守るために、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。

火災予防に努めましょう！！

昨年、野焼きや火入れによる火災が多数発生しています。野焼きは危険ですので、絶対にやめましょう。

火事を起こさないために、一人一人が火の取扱いに充分注意しましょう。

また、春先は空気が乾燥し野山の地面には落ち葉が堆積して、山火事が発生しやすい環境になっています。山火事は燃え広がりやすく、消火しにくい火災です。大規模な火災に発展させないためにも、山火事を発生させないことが大切です。

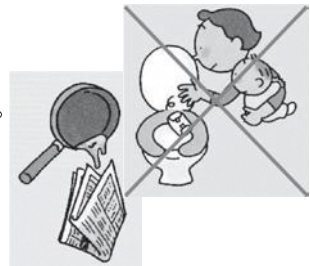


《水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ》

◆下水道へ加入されている皆様へ

村内各浄化センターで、水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等の不要物の混入が、多数見受けられます。施設処理機器の故障の原因になりますので、次のことを厳守して頂きますようお願いいたします。

- ・水洗トイレでは、トイレトペーパーのみを使用し、水に溶けない繊維素材（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウエットティッシュ、モップ等）を流さない。
- ・生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分し、下水道へ流さない。（食用油は、低温で固まるため、配水管に付着し詰まりの原因になります）
- ・頭髮は、下水道へ流さない。



※ なお、各家庭の宅地内汚水枘を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願いいたします。

また、公共枘（野花菖蒲を描いている枘）の破損及びその他相談がありましたら、水資源サービス課下水道グループまでご連絡下さい。

【問合せ先】東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111（内線456・457）

水質検査結果のお知らせ

令和2年2月6日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：（一財）青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和2年2月6日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和2年2月6日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和2年2月6日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課（下水道グループ）までご連絡ください。

☎27-2111（内線452）